

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入等の促進を図ることにより、エネルギー自給率の向上及び脱炭素化社会の実現に資するとともに、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用したエネルギーをいう。
- (2) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物（送電に係るものに限る。）を除く。）をいう。
- (3) 風力発電施設 風力を電気に変換する設備及びその附属設備（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物（送電に係るものに限る。）を除く。）をいう。
- (4) 再生可能エネルギーの導入等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 太陽光発電施設、風力発電施設その他の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備（以下「再エネ施設」という。）を導入すること。
 - イ 再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備を導入すること。
 - ウ 再エネ施設により発生させた再生可能エネルギーを利用すること。
 - エ エネルギーの供給を受ける契約の相手方を選定することができる場合において、当該エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合が高いエネルギーを利用すること。
- (5) 特定施設 発電出力が20キロワット以上の太陽光発電施設（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するものを除く。）及び発電出力が100キロワット以上の風力発電施設をいう。
- (6) 特定事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 特定施設の設置（設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。）に関する事業
 - イ 特定施設の維持管理に関する事業
 - ウ 特定施設の廃止（特定施設からの電気の供給を終了することをいい、特定施設の

撤去その他の特定施設の廃止に伴って必要となる措置を含む。以下同じ。)に関する事業

(7) 市民 市内に居住する者及び市内に土地又は建物を所有する者をいう。

(8) 特定事業者 市内において特定事業を実施する者(国及び地方公共団体を除く。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、教育活動、広報活動等により、再生可能エネルギーの導入等に関する市民の理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、エネルギーの利用に当たっては、再生可能エネルギーの利用に努めるものとする。

(特定事業者の責務)

第4条 特定事業者は、特定事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、かつ、災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 特定事業者は、市が実施する適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策(以下「再エネ施策」という。)に協力するよう努めるものとする。

(土地の所有者等の責務)

第5条 土地の所有者及びこれについて使用することができる権原を有する者は、災害の発生を助長し、又は自然環境若しくは生活環境を著しく害するおそれがある特定事業者に対し、当該土地を使用させないよう努めるものとする。

(市民及び事業者の協力)

第6条 市民及び事業者(市内に事務所又は事業所を有する者に限る。以下同じ。)は、適正な再生可能エネルギーの導入等に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、再エネ施策に協力するよう努めるものとする。

(特定施設の設置に関する事業の開始等の届出)

第7条 特定事業者は、特定施設の設置に関する事業を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる行為をしようとするときまでに、特定施設の設置に関する事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)、環境影響評価法(平成9年法律第81号)、浜松市環境影響評価条例(平成28年浜松市条例第48号)その他当該特定施設の設置に係る法令又は条例に基づく許可等の申請又は届出

(2) 前号に掲げる行為を要しない特定施設の設置に関する事業にあつては、当該特定施設の設置に関する事業に係る工事の着手

2 特定事業者は、前項の規定により届け出た事項（規則で定める事項に限る。）に変更があつたときは、規則で定めるところにより、当該変更後の特定施設の設置に関する事業に係る工事の着手前に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 特定事業者は、前2項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する事業をその完了前に廃止したときは、規則で定めるところにより、当該廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（近隣関係者への周知）

第8条 特定事業者は、特定施設の設置に関する事業を開始しようとするときは、前条第1項各号に掲げる行為をしようとするときまでに、次に掲げる者に対し、事業計画の内容について説明会の開催その他の方法により周知を図らなければならない。

(1) 特定事業の用に供する土地に隣接する土地及び当該土地に存する建物の所有者及びこれらについて使用することができる権原を有する者

(2) 風力発電施設の設置にあつては、特定事業の用に供する土地を含む町又は字の区域その他一定の区域に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びその連合体のうち市長が別に定めるもの

2 特定事業者は、前項の周知を行うに当たっては、当該事業計画の内容について理解が得られるよう努めなければならない。

（特定施設の設置に関する事業の完了の届出）

第9条 特定事業者は、特定施設の設置に関する事業が完了したときは、規則で定めるところにより、当該完了の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（特定施設の維持管理に関する事業の開始の届出）

第10条 特定事業者は、特定施設の維持管理に関する事業を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定施設の維持管理に関する事業の開始前に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 特定事業者は、前項の規定により届け出た事項（規則で定める事項に限る。）に変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（特定施設の廃止に関する事業の開始の届出）

第11条 特定事業者は、特定施設の廃止に関する事業を開始したときは、規則で定めるところにより、当該開始の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定施設の廃止に関する事業の完了の届出)

第12条 特定事業者は、特定施設の廃止に関する事業が完了したときは、規則で定めるところにより、当該完了の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者及び特定事業者であった者(以下「特定事業者等」という。)に対し、特定事業に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第14条 市長は、災害の発生の防止又は自然環境若しくは生活環境の保全を図るために必要があると認めるときは、特定事業者等に対し、必要な措置をとることを指導し、又は助言することができる。

(勧告)

第15条 市長は、特定事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定事業者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第7条又は第9条から第12条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第8条第1項の規定による周知を行わないとき。
- (3) 第13条の規定による報告若しくは提出をせず、又は虚偽の報告若しくは提出をしたとき。
- (4) その特定事業によって、災害が発生し、又は自然環境若しくは生活環境が著しく害されるおそれがあるとき。

(命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて当該勧告に従うよう命じることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 当該命令に係る特定事業の用に供する土地の地番
- (3) 当該命令の内容及びこれに対する当該命令を受けた者の対応の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象と

なる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに第7条第1項各号に掲げる行為がされた特定施設の設置に関する事業に係る特定施設については、第7条、第8条及び第15条（第1号（第7条に係るものに限る。）及び第2号に限る。）の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに完了した特定施設の設置に関する事業に係る特定施設については、第7条から第9条まで及び第15条（第1号（第7条及び第9条に係るものに限る。）及び第2号に限る。）の規定は、適用しない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、施行日の前日までに開始された特定施設の維持管理に関する事業に係る特定施設については、第7条から第10条まで及び第15条（第1号（第7条、第9条及び第10条に係るものに限る。）及び第2号に限る。）の規定は、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、施行日の前日までに開始された特定施設の廃止に関する事業に係る特定施設については、第7条から第11条まで及び第15条（第1号（第7条及び第9条から第11条までに係るものに限る。）及び第2号に限る。）の規定は、適用しない。
- 6 附則第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日の前日までに完了した特定施設の廃止に関する事業に係る特定施設については、この条例の規定は、適用しない。

附 則（令和5年9月19日）

この条例は、公布の日から施行する。